

## 綾瀬市指定文化財保存管理費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市文化財保護条例（昭和53年綾瀬町条例第20号。以下「条例」という。）第4条の規定により指定された綾瀬市指定文化財（以下「指定文化財」という。）の日常の維持管理及び活用の向上を図るため、指定文化財の管理者に対し、補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象物件)

第2条 補助金の対象となる指定文化財は、次のとおりとする。

- (1) 有形文化財
- (2) 無形文化財
- (3) 民俗文化財
- (4) 記念物

### (補助対象者)

第3条 補助金の対象者は、指定文化財を日常的に管理している者（以下「管理者」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 地方公共団体が管理者であるとき。
- (2) 管理者が入場料を徴収しているとき。

### (補助条件)

第4条 管理者は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)又は条例に定められた事項を遵守し、文化財の適切な維持管理に努めなければならない。

### (補助限度額)

第5条 指定文化財1件当たりの補助限度額は、別表のとおりとする。

### (申請の提出期日)

第6条 規則第4条第1項の規定による補助金等交付申請書の提出は別途通知するものとする。

### (実績報告)

第7条 規則第12条第1項の規定による実績報告書の提出期日は、事業完了の日から30日以内とする。

(補助金の使途)

第8条 補助金は、次に掲げる通常の維持管理費に充てるものとする。

- (1) 有形文化財 看守、清掃、案内及び軽微な保全補修
- (2) 無形文化財 行事費その他活動に必要な経費又は伝承者の育成
- (3) 民俗文化財 行事費その他活動に必要な経費又は伝承者の育成
- (4) 記念物 看守、清掃、標識、防護柵等の軽微な補修

(補助金の返還)

第9条 市長は、管理者が第4条の補助条件に違反したとき又は補助対象者でなくなつたときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、昭和56年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。(一部改正)

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

別表(第5条関係)

指定文化財	補助限度額
有形文化財	1件につき23,000円
無形文化財	1件につき36,000円
民俗文化財	1件につき23,000円
記念物	1件につき23,000円